会議

午前10時 0分開会

議長(増田 清君) おはようございます。

ただいまの出席議員は定足数に達しております。よって、平成20年11月下田市議会臨時会は成立いたしましたので、開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

会期の決定

議長(増田 清君) 日程により、会期の決定を課題といたします。

お諮りいたします。

今期臨時会の会期は、本日より7日までの2日間といたしたいと思います。これにご異議 ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(増田 清君) ご異議はないものと認めます。

よって、会期は2日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元にご通知いたしました案のとおりでありますので、ご承知願います。

会議録署名議員の指名

議長(増田 清君) 次は、日程により、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第78条の規定により、議長において、13番 土屋勝利君と14番 森 温繁君の両名を指名いたします。

諸般の報告

議長(増田 清君) 次は、日程により、諸般の報告を申し上げます。

最初に、議長会関係について申し上げます。

10月6日、第120回静岡県東部地区市議会議長会が御殿場市で開催され、私と副議長が出席いたしました。この議長会では、御殿場市提出の「消防救急の広域化について」及び富士宮市提出の「ゴルフ場利用税交付金の交付率の引き上げについて」並びに下田市提出の「伊

豆縦貫自動車道の建設促進について」の3件の議案を審議し、可決いたしました。この提出 議案3件につきましては、10月30日開催の静岡県市議会議長会定期総会に提出することに決 定をいたしました。

10月21日、伊豆温泉所在5都市議会議長会が伊東市で開催され、私と副議長が出席をいたしました。この議長会では、伊東市理事による「伊東市新公共経営システム」の説明がありました。

10月30日、第135回静岡県市議会議長会定期総会が下田市で開催され、私と副議長が出席いたしました。この総会では、会務報告の後、平成19年度会計決算認定及び平成20年度会計補正予算をそれぞれ承認、可決し、さきの東部地区市議会議長会で可決いたしました議案を含む5件の議案を審議の上、可決し、今後の取り扱いにつきましては、会長市であります静岡市に一任することにいたしました。

次に、常任委員会の行政視察について申し上げます。

10月9日から10日にかけて総務文教委員会が福島県喜多方市の「企業誘致について」と「農業教育特区について」及び「市町村合併について(地域自治組織)」を、10月14日から15日にかけて産業厚生委員会が、京都府宇治市の「景観形成と文化的景観保護推進事業について」を視察されました。

なお、各常任委員会の視察報告書をお手元に配付してありますので、ご覧ください。

次に、他市からの行政視察について申し上げます。

10月7日、広島県福山市の議員1名が、歴史的な「まち遺産」を生かしたまちづくりについてを視察されました。

次に、今臨時会に市長から、提出議案の送付と説明員として出席する旨の通知がありましたので、局長補佐をして朗読いたさせます。

局長補佐(須田信輔君) 朗読いたします。

下総庶第142号。平成20年11月6日。

下田市議会議長、増田 清様。静岡県下田市長、石井直樹。

平成20年11月下田市議会臨時会議案の送付について。

平成20年11月6日招集の平成20年11月下田市議会臨時会に提出する議案を別紙のとおり送付いたします。

付議事件。

議第68号 平成20年度下田市一般会計補正予算(第6号)。

下総庶第143号。平成20年11月6日。

下田市議会議長、増田清様。静岡県下田市長、石井直樹。

平成20年11月下田市議会臨時会説明員について。

平成20年11月6日招集の平成20年11月下田市議会臨時会に説明員として下記の者を出席させるので、通知いたします。

記。市長 石井直樹、副市長 渡辺 優、教育長 野田光男、企画財政課長 土屋徳幸、総務課長 糸賀秀穂、市民課長 山崎智幸、教育委員会生涯学習課長 前田眞理。

以上でございます。

議長(増田 清君) 以上で諸般の報告を終わります。

議第68号の上程・説明・質疑・委員会付託

議長(増田 清君) 次は、日程により、議第68号 平成20年度下田市一般会計補正予算 (第6号)を議題といたします。

当局の説明を求めます。

番外。

企画財政課長(土屋徳幸君) それでは、議第68号 平成20年度下田市一般会計補正予算 (第6号)につきましてご説明いたしますので、お手元にピンク色の補正予算書と補正予算 の概要をご用意願います。

このたびの補正は、自動車取得税交付金等の減額に伴う地方特例交付金の追加、平成20年3月8日に大沢にて発生いたしました山林火災の消火作業中に亡くなられた消火作業従事者に対する遺族補償年金の支給及び市民文化会館大ホール調光操作卓改修工事に関するものでございます。

それでは、補正予算書の1ページをお開きいただきたいと思います。

まず、第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳 出それぞれ3,623万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ90億6,179万 5,000円とするものでございます。

第2条の歳入歳出予算の補正の款項の内容につきましては、補正予算の概要によりまして 後ほどご説明をさせていただきます。

第2条の地方債の補正でございますが、4ページをお開きいただきたいと思います。

第2表地方債の補正追加は限度額3.370万円の追加で、市民文化会館整備事業の全額を減

収補てん債で対応するというものでございます。起債の方法、利率、償還の方法等は記載の とおりであります。

それでは、歳入歳出予算の款項の主な内容につきましてご説明いたしますので、ピンク色の補正予算の概要の2ページをお開きいただきたいと思います。

まず、歳入でございますが、企画財政課関係では、2款2項1目地方道路譲与税の35万円の減額、9款1項1目自動車取得税交付金の151万2,000円の減額は、道路特定財源暫定税率執行期間の影響による減収見込み額で、その相当分を、10款3項1目1節自動車取得税減収補てん臨時交付金の151万2,000円及び同2節地方道路譲与税減収補てん臨時交付金の35万円の追加により補てんするというものでございます。

22款 1 項 5 目市民文化会館債は3,370万円の追加で、先ほど起債の説明で申し上げましたが、このたび改修工事の財源として減収補てん債を活用するというものでございます。

続いて、市民課関係では、21款5項4目消防団員等損害補償費受入金は253万6,000円の追加で、補正内容欄記載のとおり、平成20年3月8日発生の大沢山林火災の消防作業中に亡くなられた従事者の遺族に対する遺族補償年金193万3,000円及び葬祭補償費60万3,000円を消防団員等公務災害補償等共済基金より受け入れ、遺族に交付するものでございます。

次に、歳出でございますが、市民課関係の8款1項2目5810消防団活動推進事業は253万6,000円の追加で、先ほどの歳入で申し上げたとおり、火災消火活動従事中の死亡者の遺族に対する補償年金等でございます。

続いて、生涯学習課関係では、9款8項1目6901市民文化会館整備事業は3,370万円の追加で、市民文化会館大ホール調光操作卓の改修工事を行うというものでございます。

以上で、議第68号 平成20年度下田市一般会計補正予算(第6号)について説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

なお、引き続きまして、市民文化会館大ホール調光操作卓改修工事の内容の詳細につきまして、お手元の説明資料によりまして担当課長よりご説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

生涯学習課長(前田眞理君) それでは、市民文化会館大ホール調光操作卓改修工事の説明をさせていただきます。

本日の議案に対しまして議員のたくさんの皆様からご心配をいただき、文化会館のほうに たくさんの方たちも足を運んでくださったという報告を、文化会館の職員から聞いておりま す。本当にありがとうございました。

本日、議席のほうに配付させていただきました市民文化会館大ホール調光操作卓改修工事 議案説明資料に基づきまして、概略の説明を申し上げます。

表紙中段には説明項目を記載させていただきました。

1ページ目をお開きください。

1ページ目は、市民文化会館リニューアル計画でございます。

下田市総合計画実施計画に沿って、立ててございます。

リニューアル事業内容の中で、1行目の空調用ボイラー改修407万9,000円、これにつきましては、本年度で対応は済んでおります。そして、4行目に書かれております大ホール舞台照明設備改修操作卓、金額が3,746万4,000円、これにつきまして今回の補正をお願いしているものでございます。

ほかの事業についても計画に沿って進めていきたいというふうに思っております。

2ページ目をお開きください。

2ページ目につきましては、3年ほど前に業者のほうから提案されている資料をもとにつくってございます。

今回お願いしておりますシステムの改修図でございます。

右側をご覧ください。

色刷りでコピーされております。

下のほうの欄に、一期、二期、三期と分けて改修部分の説明を書いてございます。

今回の改修につきましては、一期、ブルー部分のすべてと、二期、グリーン部分の一部、 調光主幹盤の押しボタンの交換でございます。

続きまして、3ページをお開きください。

3ページ以降5ページまでは、それぞれの平面図になっております。

3ページ目につきましては、1階の舞台袖の表示がございます。

4ページ目は、2階主幹電源室、こちらのほうを示してございます。

次ページ、5ページにつきましては調光室、そちらの図面でございます。

一番最後の6ページにつきましては、今回補正をお願いしております一番見やすい調光操作卓ということでプリントをしてございます。

以上、簡単でございますが、資料の概略の説明をさせていただきました。

議長(増田 清君) 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

3番。

3番(伊藤英雄君) 文化会館については、その改修費が4億円余にわたるということで、 これまでも何度か議論がされ、心配もされてきたんですが、今回、緊急にやらなければいけ ないということで補正が出てきたわけであります。

今、リニューアル事業内容をお伺いしたんですが、これが実際には何年ぐらいで終えられる予定なのかということを、1点ご質問いたします。

それから、今回と同じように緊急に発生する可能性について、どのようなものが予想されるのかについてお尋ねします。

議長(増田 清君) 番外。

生涯学習課長(前田眞理君) ただいまのご質問でございますが、リニューアル計画、これは何年ぐらいかかるのかということでございます。

先ほどの資料の2ページ目でございますが、このリニューアル計画は15年度に策定されております。このときに4億6,300万円という数字が出ました。この中で、15年度より本年の9月にも補正予算をいただいておりまして、毎年リニューアル計画あるいは緊急対応ということで、改修工事等をさせていただいております。

私が先ほどご説明申し上げましたリニューアル事業の中で、2つしか執行を今のところできていないというような説明でございますが、今後につきまして、このリニューアル計画だけではなく、この1ページ目に懸案事項としまして、小ホールのスライディングドアの改修とか細かいことも書かれております。そういうものをあわせると、毎年少しずつ実施していっても、これから10年はかかるだろうというふうに想定しております。

ただ、もう一つの質問でございます緊急で対応しなければならない分、ほかにもあるのではないかというご質問に対しましては、確かにそれぞれの部署でいろいろな問題が発生しているのも事実でございます。

例えば、音響システムによりますと、音響設備保守点検報告、これは年に2回点検をいたします。この報告が10月に回ってまいりました。その中でも、音響調整卓については早急に音響調整卓の入れかえが必要である。それから、イコライザーにつきましては、経年劣化による接触不良、新規入れかえが必要。それから、スピーカーにつきましては、やはり経年劣化によりまして出力不良、スピーカー出力の全交換が必要というような細かい内容を示されております。この中で、このまま使用すると急に音が出なくなったり、雑音が発生する可能

性が非常に高い、設置後20年経過しているため補修部品がありません、全体の音響システムの更新を早急に検討願いますと結ばれておりました。

これにつきましても、今回、照明の補正のお願いをしているわけですが、やはり文化会館という特殊な施設にとって、照明と音響というのは、公演をしていく上でなくてはならないものだというふうに思っております。この辺、早急に改修をしなければならないよというふうに業者のほうの指摘もございますので、こちらのほうにつきましては、文化会館の職員、それから当局等と細かい協議をしながら、何年度にどういうものを選択していくか、細かい計画をこれから立てていきたいというふうに思っております。

議長(増田 清君) 3番。

3番(伊藤英雄君) 10年というのは余りにも長くかかり過ぎるというふうな印象を持つんですが、今回、起債をもって対応をされたわけであります。起債が可能だから起債で対応されたんだと思いますが、音響設備等についても、これ、できなければ舞台としての機能を果たせなくなる。こういうものは早急に対応しなければいけないことだろうと思うんですが、要は、10年かかるというのも財政上の問題で10年かかると、こういうお話なんだろうと思うんですが、財政をひっくるめて、この対策というものについてはどのように考えておられるのかお尋ねします。

議長(増田 清君) 企画財政課長。

企画財政課長(土屋徳幸君) 今、今後の対応につきまして10年というお話もございました。 その辺の10年という長期にわたる対応についての原因といいますか、その辺についてのご質 問だと思いますが、確かに大きな要因といたしましては、当市の今の財政状況が要因となっ ているのは事実だと思います。

今回たまたま、そういった意味では、財源として減収補てん債を活用させていただいた。 それは当然、交付税に関するものでございまして、そういった意味では、後々この元利償還 については交付税算入されるという優位な起債を借りられるという起債枠があったものです から、今回それで対応させていただいたと。逆に、それがなければ、財政のほうの一般財源 を充当しなければならないというような状態であるわけです。

議員ご承知のとおり、当市の財政状況、今の財政調整基金の残高等もご案内のとおりの状況でございますので、なかなか財源を確保することができないという状況の中で、現課と総合計画の実施計画を立てるに当たりまして、財政計画を踏まえた上で、どう対応するかということの検討を重ねた結果、暫時、少しずつでも改善に向けて努力していこうという形で、

今のようなリニューアル計画になっているものと承知しております。

いずれにしましても、喫緊のものにつきましても、その都度、それは対応させていただく つもりでおります。

ただ、今の状態を放置して余計悪くなって、それで余計な投資をするのはいかがかどうか というご質問が次には出てくるだろうと思うんですが、それはそれとして、今の財政状況の 許せる範囲で極力、我々としては対応していきたいというふうには考えております。

以上です。

議長(増田 清君) 3番。

3番(伊藤英雄君) 企画財政課長のおっしゃるとおりで、やはり放置しておけば、かかる 費用は増大してくるんだろうと思いますんで、できるだけ思い切った手を打つ必要があるん だろうというふうに感じます。

それから、今回、この減収措置について交付税の優遇措置があるというようなことでしたが、実際にはどの程度の交付税措置がされるのかということ、それから、返還期間は何年ぐらいになるかということですね。それから、よく議論で心配になるのは、交付税措置はされるといいながら、今度は交付税の総額の中で減額調整があるということですね。実際は交付税措置されますよ、されますという足し算どおりに交付税措置がされているものなのかどうかということについて、お尋ねします。

議長(増田 清君) 番外。

企画財政課長(土屋徳幸君) 今回の減収補てん債につきましては、そもそも減収補てん債というのはどういうものであるかということを、まず説明をさせていただきますが、ご案内のとおり、減収補てん債というのは、通常、その年度の普通交付税のいわゆる基準財政収入額に見込まれる、通常、自治体の税の75%相当を基準財政収入額に算入するわけでございますが、下田市が20年度中に税収として、いわゆる収入財源として受け入れできるであろうという理論上の数値があるわけですね。その税収に、今回のように、グローバルな要素の中でかなりの法人税等の減収が見込まれるわけです。そうしますと、理論上の数値よりも、実態はかなり低い税収になるわけでございますので、その理論との誤差について国が特別に面倒を見てくれると。国が面倒見てくれると、逆に言うと、その不足する当該年度、財源の未収分というか、赤字分を要するに起債で補てんしていいですよ、起債を発行して補てんしなさいと。で、その補てんした分についての起債の元利償還金の、先ほどの2点目のご質問ですが、75%を今年度の交付税で面倒を見ますよというルールでございます。

したがいまして、本市につきましては、今回、枠といたしましては約5,000万ぐらいの理論値から乖離がございますので、今回の減収補てん債の借り入れ額といたしましては、約5,000万ぐらいの枠があるわけでございますが、何せ、これも起債でございます、借金でございますので、限度額いっぱいで借りていいというわけでございませんので、今回の事業額の約3,300万ですか、3,400万程度の枠の範囲で、今回、減収補てん債を活用させていただくと。当然、起債は100%です。その75%を後年度の交付税の需要額で算定いたしまして、その分を交付税で面倒見ますよと。3カ年にわたるわけでございますが、そういう形でございますので、3点目のご質問の、この交付税で面倒見てやるからといって、実際は交付税として交付されないのではないかという危惧については、この減収補てん債の財源については、もう当然ルール的なものでございますので、実態に合わせた形でルールに沿って補てんされるものでございます。

基本的には、3年据え置きの15年償還という形でございます。 以上です。

議長(増田 清君) ほかに質疑ございますか。

1番。

1番(沢登英信君) 地方道路譲与税35万と自動車取得税交付金の151万2,000円の減額、これがどういうわけで減額になったのかという点と、いつ時点でこれがはっきりしたのかと、それに伴う補てんは特別地方交付金で、両方合わせた金額186万2,000円が補てんがされるということでありますが、これはやはり歳入としてはいつ時点で入ってくるのかという点と、この仕組みが今後どういうぐあいになるのかという点を、1点、質問をさせていただきたい。それから、この市民文化会館の補修につきましては、補修の必要なところを明記していただいて、今年度は空調の約400万と大ホールの3,700万ですか、予算上は三千三百何がしになっておりますが、これを実施したいということのようですけれども、先ほどの答弁で、すべて減収補てん債のこの5,000万の枠の中でということでありますが、すべて借金で、いわゆる起債で対応するという姿勢がここに明らかになっていると思うわけです。やはり幾らかでも一般財源を含めてこの補修計画を立てると、こういうことが必要ではないかと思うわけですけれども、その点をどう考えてこういう措置を1点とられたのかという点が、2点目の質問であります。

3点目は、ここに空調から屋根の改修までの約4億3,000万の補修が必要だということを 資料で明記していますので、ここの部分については何年度の計画になってるのかと、あるい は計画が全くないのかということを明らかにしていただきたいと思うわけであります。特に、 屋根及び屋根に伴うとよ等は、下から見上げますと空が見えるような状態になっているんで はないかと思います。部署は違いますけれども、一緒につくった総合福祉会館のほうも、屋 根が低いものでよく見えるわけですけれども、市民文化会館のほうも恐らく同じような状態 になっているんではないかと思うわけですけれども、これらの点をどのようにお考えなのか、 あわせてお尋ねをしたいと思います。

議長(増田 清君) 企画財政課長。

企画財政課長(土屋徳幸君) それでは、私のほうからは、前の2点につきまして答弁をさせていただきます。

まず、1点目の今回の臨時交付金の関係でございますが、ご案内のように、昨年度の末頃ですか、国会の審議の中で道路特定財源の議決の関係で非常に国会が空転いたしまして、結果的に税制の改正が間に合わなくなったということの中で、財源を確保できなくなったという経緯があるのはご記憶だろうと思うんです。その影響によりまして、平成20年の4月分が減収になってしまったわけです。時間的に間に合わなくてですね。したがいまして、今回の臨時交付金を創設いたしまして、その分を今回交付しますよという形のものでございます。

それから、2点目の減収補てん債のありようでございますが、確かに先ほど申し上げたとおり、起債でございますので借金でございます。議員がおっしゃるとおり、将来の負担を見据えた上では、一般財源を活用すべきではないかというご指摘でございますが、先ほどご説明したとおり、この起債につきましては、後年度ではございますが、そのうちの元利償還の75%は交付税として一般財源化された形で返ってくるものでございますので、確かに残りの25%分は余計なものだということはあるかもしれませんけれども、そういった意味では、下田市の財政状況といたしましては、一般財源をいかに留保するのかというところに大きな視点があるわけです。

と申し上げますのはなぜかといいますと、これから控えております合併を見据えた上において、各市町の基金の残高というものも大きな要素になってくる状況にあるわけです。また、合併を推進していくためには、合併を成就させるための前段としての財源は非常に増えてくると、財政需要が増えてくると、今後見込まれるというような状況の中で、できるだけ一般財源を留保しておきたいという大きな要因もあるわけです。

そういう中で、今回のように、後年度になるとはいえ、いわゆる普通交付税で財源補てんをしていただけるような有利な起債を有効に活用することもまた、効率的な財政運営の一つ

の手法であると我々は考えています。そういう形の中で今回お願いしているという状況でご ざいます。

以上、2点でございます。

議長(増田 清君) 生涯学習課長。

生涯学習課長(前田眞理君) 先ほどの議員さんの質問の中のリニューアル事業ということでございますけれども、配付させていただきました1ページ目のリニューアル事業、こちらの事業内容をご覧ください。

1番目の空調用ボイラーについては、本年度、実施済みでございます。

それから、外壁改修で、2行目、3行目に書かれておりますが、これを順次、21、22年度。 それから、4番目に書かれております照明の改修、操作卓、これにつきましては、ただい まご審議をいただいているものでございます。

次の大ホール設備改修、ユニット関係で1億900万、これは23年度。

それから、その次の吊り物改修、それから、若干、音響に係ります残響可変装置改修、これにつきましては24年。

それから、映写機の更新につきましては25ですね。

それから、小ホールにつきまして、ここに3つ掲載されておりますが、これをすべてあわせまして26でございます。

それから、大ホール音響施設全面改修ということで、これを27。

それから、屋根の改修、いろいろご心配をいただいておりますが、やはり今までのものは リニューアル計画の中で、少しでも早く対応をしていかなければならない部分として判断を しております。屋根についても、本当に大分ひどい状況ということは認識しているんですが、 これにつきましては28年度の計画予定でございます。

ただ、実施計画という見直しが、毎年、企画のほうからありまして、年度の初めに計画を立てます。文化会館につきましては、リニューアル計画、5年間、重点的に本当は施策として考えていかなければならないということは十分存じ上げておりますが、やはり緊急的なものがその年々に織り込まれますもので、若干、今までも見ておりますと、リニューアル計画の前倒しということで、改修の実施をしてきております。

以上でございます。

議長(増田 清君) 1番。

1番(沢登英信君) 道路特定財源の一般財源化による措置だということは、もう御説明い

ただいているので理解をいたしましたが、わずかでありますが35万の減額と、1,512万というこの数字は、どういうところに原因があるのかという点についてのご答弁をいただいていないような気がするんですけれども、わかりましたら明らかにしていただきたいと思います。それから、151万2,000円でございます。ごめんなさい、単位が違いましたね。金額的にはそんな大きな額じゃないですけれども、原因がわかったら、その内容を明らかにしてください。

それから、リニューアルの計画が10年だと、これは合併を一応考慮に入れて、積立金や一般財源を残しておきたいんだと、こういう答弁をいただいたわけでありますけれども、市民文化会館が持っている意義、市民にとっての文化の殿堂だということからいって、やはり合併の状況等と比較してどうこうと議論すべき課題ではないんじゃないかという気がするわけであります。

結局それは借金になるわけですから、一般財源で使えるものがあれば、全部これに投入してとは言いませんけれども、その一部はやはり一般財源を投入していくという姿勢が、私は必要ではないかと思うわけです。

そうでないとすれば、22年に合併をするんだと、こういう計画でありますので、22年以降の、23年から28年までの計画というのはどうなるのかと、だれがどうこの責任を持つのかと、こういう課題になってこようかと思うわけです。10年計画だと言われているわけでありますので、新たなまちが、下田市がなくなって新たな市ができると、こういうことになるわけですので、それがこの28年までの計画でどのように受け継がれていくのかと、受け継いでいただかなければならないと思うわけですけれども、そういう点を合併問題とあわせてどうお考えなのか、市長にお尋ねをしたいと思います。

議長(増田 清君) 企画財政課長。

企画財政課長(土屋徳幸君) まず、1点目の今回の臨時交付金のことにつきましては、先ほど補正予算の概要でご説明をさせていただいたと思います。

今回減額されるものは2款2項1目の地方道路譲与税の35万、9款1項1目自動車取得税 交付金の151万2,000円の減額が内容でございます。これに相当するものを今回臨時交付金で 交付するというものでございまして、なぜそれが減額になったかといえば、それは先ほどご 説明したとおり、先ほどの道路特定財源の国会の審議の空転のことによりまして、国がこの 財源を確保できなくなったということで、その分が国の税が減収になっているんですね。減 収したために、その譲与税の原資がその分不足したものですから、それが交付できなくなっ たと。それを交付しないままでいきますと地方の財政に影響を及ぼすものですから、国としては、その補てんとしてこの臨時交付金制度を設け、その分を補てんしますよという内容のものでございます。

それから、2点目のいわゆる一般財源をここで充当しなければならないんじゃないかと、ならんといいますか、優先すべきではないかというご質問ですが、先ほど申し上げたとおり、今回の財源補てんにつきましては、減収補てん債という、75%といえども、その75%を後ほど交付税で、要するに補てんをしていただく起債でございます。同じ借金であってもですね。100%丸々、将来にわたって負担するものではなくて、そのうちの75%は交付税で補てんしてもらうという、そういった有利な起債なわけでございます。

なぜこれを選択したかといいますと、先ほど申し上げましたとおり、一般財源はできるだけ留保していきたいなと。その一般財源を留保していくもとの原因は何かといえば、先ほど申し上げましたとおり、確かに議員がおっしゃるとおり、今後の合併を見据えた上での対応ですよとご説明申し上げました。じゃ、何が合併に向けて必要なのかと、合併が将来の話であるので、現在においては一般財源を優先的に充当すべきではないかというお話でございますけれども、それは、これから先、合併の移行経費という部分を考えた場合にいろいろな財政出動が予想されると。それは具体的には、これから先、合併協議会が進む上において、それぞれ補正予算なり何なりで具体的に反映してくると思いますけれども、そういったいろんな要素があるわけです。

それで、一方では、前回の議会でもたしかご説明申し上げたと思いますが、合併にかかわらず、今後、財政出動として予測されるのが戸籍の電算化だとか、そういった今後大きな財政需要が見込まれる、また、それらが起債とか何かができない、補助金も受けられない純然たる一般財源で対応しなければならないような大きな事業がこれから予測されると、そういう状況の中で、この時点においては有利な起債が活用できるんであれば、それは将来を見据えてこの有利な起債を活用するのが、順当な財政の執行の計画ではないかと我々は理解して、このように対応しているところでございます。

以上でございます。

議長(増田 清君) 1番。

1番(沢登英信君) それでは、確認をしますけれども、国のほうの財源が確保できなかったからということになりますと、すべての自治体でこの補てんがされていると、こういうぐあいに理解してよろしいかというのが1点と、大きな事業が予想されるので一般財源はとっ

ておくんだと、こういうご答弁ですので、合併に当たりまして大きな事業とはどういうこと を想定をしているのかというのが、 2 点目の質問でございます。

それから、この市民文化会館の施設を改善していただく、必要なことだと思いますが、施設ができれば上手に運営されるということではなくて、そこで運営している、今、振興公社の職員がその任に当たっていると思うわけですが、この振興公社が、そのままですと、法律の改正によって解散といいますか、形になってしまうと、こういうことが目の前にあろうかと思うわけです。この振興公社の組織を、この会館の改修にあわせてどのような方向づけをしようとしているのか、お考えなのか、明らかにしていただきたいと。

それから、先ほどの22年以降のこの修理について、市長、当局の見解を明らかにしていただきたいと申し述べました。質問しましたが、答弁いただいておりませんので、あわせてお願いをしたいと思います。

議長(増田 清君) 企画財政課長。

企画財政課長(土屋徳幸君) まず、1点目の今回の臨時交付金の関係でございますが、議員ご案内のとおり、本来であれば、税の関係についての減収分については交付税なんかで措置されるのが通常でございます。そうなりますと、通常は不交付団体は関係なくなりますね。

しかしながら、今回のいわゆる自動車取得税やこういった税というのは、すべて各市町に 均等に対応しなければならないものでございますので、政府といたしましては、この臨時交 付金制度というのを創設いたしまして、各市町に漏れなく対応できるような配慮をしている のが実態でございます。したがって、結果的には全市町が対象になるということでございま す。

それから、2点目の、将来に向けての合併に対応するための大きな事業とは何であるのか というお話でございます。

先ほど申し上げたとおり、正式に、今現在ご案内のとおり、法定協議会においていろいろと協議をされているところでございます。したがって、正式な形での議員の皆様方にご報告するような内容まではまだ至っておりませんので、概略ということでご理解いただきたいと思いますが、当然、前回の法定協で確認されました1市3町が合併することによっての電算の統合というのが、まず大きな課題になっておりまして、ご案内のとおり、前回の法定協議会によってそれが承認されたわけでございます。

統合するに当たっては当然、今のシステムを改良しなければなりませんので、それらについての費用として、全体ではやはり数億の金額がかかるであろうというような見通しも出て

きているわけであります。あくまでもこれは今の時点でございますので、正式なものではございません。先ほど申し上げたとおり、これが正式になれば、それぞれ補正予算なり何なりということでの議会にご提案申し上げるような形になろうかと思いますが、大きく言えば、そういった大きな事業がこれから対応するべき事業として想定されると、それに対応するための財源の確保として我々は準備していかなければならない、そういうところでございます。議長(増田 清君) 生涯学習課長。

生涯学習課長(前田眞理君) 施設の改善、それから運営している職員の解散についてというご質問でございますが、本年度から5年間、振興公社のほうに指定管理者としてお願いをしておりますので、今後5年間はこの関係が揺るがないものというふうに思っております。以上でございます。

議長(増田 清君) はい。

ちょっと指摘してください。質問の趣旨は。

1番(沢登英信君) 振興公社の組織そのものが法的に成り立たなくなる法改正がありましたね。ですから、振興公社を組織としてどういう方向に位置づけようとしているのかと、そういう質問ですので、総務課長か副市長のご答弁をいただきたいと思います。

議長(増田 清君) 総務課長。

総務課長(糸賀秀穂君) 公益法人の関係につきましては、ご承知のように関連3法ございまして、その中で、現在の財団法人につきましては、今後、法施行5年間の経過措置の中で、一般社団、一般財団にしていくのか、公益財団、公益社団にしていくのか、その辺の選択をして手続をしてまいるということでございます。

今後、振興公社はどのような方向に歩むのかというのは、はっきり私伺っておりませんが、恐らく現在の性格をこのまま残していくという方向に進むのではないかというふうに判断しております。

以上です。

議長(増田清君)副市長。

副市長(渡辺 優君) 1点だけ補足の説明をさせていただきますが、先ほど議員から大きな支出とはということで、企画財政課長が電算を1つ例に挙げて答弁をさせていただきました。

電算につきましては、ご承知のとおり、移行経費等々については、これは財政支援が十分 にあります。ただ、時期によって、早目に一般財源ベースでの支出が必要となる部分もあり ます。後ほど必ずこれは間違いなく支援をされるわけでございますけれども、その部分の大きな支出が一時的に生ずる、一借でこれを対応するわけにはいかないだろうということで、 ぜひ一般財源の積み立てを増やしていきたい、確保しておきたい、そういう意味でございます。

議長(増田 清君) 合併後のリニューアル計画はどうなるかという質問に対して、答弁を お願いします。

副市長。

副市長(渡辺 優君) 当然に、合併後の新市の投資的事業を含めた事業計画につきまして は、現在、各市町がそれぞれ10年間の計画を提出して調整中でございます。下田市におきま しては、この市民文化会館のリニューアル計画は重大重点事項でございまして、間違いなく、 今調整中の事業として提出してございますので、合併後についても計画的にこれは進められ るというふうに確信しております。

議長(増田 清君) ほかに質疑ありませんか。

10番。

10番(大黒孝行君) すみません、企画財政課長さんの今のお話で少し気になりましたものでお伺いをいたしますが、国が税収減がかなりの大きさで見込まれると。それで、国債を発行しなければいけないという報道が最近されております。減収補てん債のような仕組みが、今後、国も地方も当然起こり得ると、このような形が。国が国債、市は市債という格好でね。そのときに、先ほど示されました集中改革プランにおける市債の計画、これに対する影響をどのようにとらえておられるのか。

先ほど、前に示されたものは当然 3 億ぐらいの起債で、焼却炉のあれが少し増えて、その年度 2 年間は 5 億ぐらいだと。それで計画を立てて、22年ですかな、それで200億を切っていくんだという計画でございますが、その辺の見通しをお聞かせをいただきます。

議長(増田 清君) 企画財政課長。

企画財政課長(土屋徳幸君) 今のお話でございますけれども、まず、具体論で申しわけないんですが、例えばの話が、今回の減収補てん債の活用、例えば3,700万を4,000万と仮定いたしまして、先ほど申し上げたとおり、3年据え置きの15年償還ということの中で、具体論で申し上げますと、この4,000万を借り入れた結果、当市に与える公債費の影響額というのは、例えば4,000万といたしまして、現在の借り入れ利率、普通1.二、三%ですが、これが仮に1.5%といたしますと、実質的なものは60万なんですね。でございますので、そういっ

た意味では、議員ご懸念のとおり、今後、起債残高を増やす、あるいは償還を増やす、公債費を増やすということは、下田市の将来にわたっての財政に負担になるのは当然でございます。

一方、ご案内のとおり、現在、下田市はいわゆる繰上償還を実施しているわけですね。その繰上償還を実施する前提といたしましては、公債費の負担適正化計画を立てて、適正な運営の中でやるという前提の中で繰上償還が認められているという実態もあるわけです。したがって、我々といたしましては、この適正化計画を遵守するというのは第一命題になるわけです。

したがって、その異常な将来にわたっての影響というものは、当然、我々は視野に入れながら、その範囲内で、健全な範囲内で対応していくということです。いわゆるそれが実質公債費比率にも影響してくるわけです。当然、我々はその辺を視野に入れながら対応していくと、こういう状況でございます。

議長(増田 清君) 10番。

10番(大黒孝行君) 今、当然そういうことであろうと思いますけれども、国が既にもう交付税等々の措置が難しいよと、国債を発行するという、そういう組織図というのは、市の財政も同じようなことになりませんかと、こう聞いているわけで、その辺の対策はどのように考えておられるのか聞かせてください。

議長(増田 清君) 企画財政課長。

企画財政課長(土屋徳幸君) 国の財政状況が非常に厳しい中で、赤字国債ですか、国であれば、そういったものを発行いたしまして財源を手当てをするという手法もあるんであろうけれども、市は、じゃ、どう手当てするんだというお話でしょうか。

〔発言する者あり〕

企画財政課長(土屋徳幸君) 議員ご案内のとおり、これは世界から始まるわけですけれど も、いわゆるその国の影響が各自治体にやはり直接的に影響を及ぼしてきますよね。その中 で、当然、先ほど申し上げたとおり、国の国税の減収になれば、それは当然、県を含めて各 市町村に、各自治体にも影響を及ぼしてきます。先ほど言ったようなそういう状況も生じる わけでございます。

その中で、国も財政を立て直しをまず第一の目的として掲げたのが、いわゆる小泉首相のときの三位一体改革に基づきまして、補助金制度の見直しや、また交付税の制度の見直しによって、地方交付税もどんどん減収になるのは事実でございます。

そういう状況で、財政というのはかなり厳しい状況があるものですから、今回の合併というものも、それに対応する一つの手法として考えられたものと私は理解しております。 以上です。

議長(増田 清君) 10番。

10番(大黒孝行君) 余りそんなに心配しなくてよろしいというお答えであったと思うもので、市の借金がこれ以上余り進まない方向には努力もするし、そういう環境では今は認識していないと、とらえていないと、そういう......。

そこでですが、文化会館のこういう補修等々の経費が、自主事業の運営で捻出ができる健全な文化会館の運営というものにも少し心を。振興公社に委託をしているからよろしいじゃなしに、多分に市の中心が、文化振興も含めて、結構かかわらないと、これ、このままじゃ、利用料の増額というんですか、それがなかなか計画図られないものですから、その辺を少し真剣に、文化振興に関する文化会館利用促進のためのいろんなアイデア、企画を、文化振興公社に丸投げじゃなしに、ぜひとも心がけていただくようにお願いをして、終わります。議長(増田 清君) ほかに質疑ありませんか。

5番。

5番(鈴木 敬君) すみません、ちょっと細かいことを一、二お聞きしますけれども、照明のワイヤーの部分は、今回の改修計画の中に入っていないですか。要するに、ワイヤーですね。上げたり下げたりして、私、市民劇場のお手伝いなんかをして、いつも舞台つくるときなんかにいて見上げるんですけれども、これも結構、耐用年数来ていて危ないんだよなんていう話をちょっと聞きまして、もしこれが落っこちてきたらどうなるんだろうななんてことをいつも感じているんですけれども、これは今回の改修計画の中に入っているのかどうなのかということを、1点教えてください。

それと、もう一点。今もまた文化会館、何か改修工事やっていますよね。あの中庭のところの上のところですか、何か水がたまってどうのこうので、はけないからというようなことで工事やっているようなんですけれども、それは、このリニューアル計画の中のどこら辺に入るのか、あるいはまた入らないのか、どういうふうな予算というか、どういうふうな中で改修を今やっているのか、そこら辺のところを教えてください。

議長(増田 清君) 生涯学習課長。

生涯学習課長(前田眞理君) ただいまのご質問でございますが、大ホールの吊り物改修に つきましては、6行目、大ホール吊り物改修、それから、残響装置の改修というところで予 定をさせていただいております。

こちらにつきましても、先ほどの音響と同じように定期点検をしていただいております。 確かに、15年度にリニューアル計画が発表されたとき、吊り物も危ないんじゃないのという ような声は聞きました。私も素人で、見た限りではわかりませんが、危ないと言われているもので、4月に就任をいたしまして、早速すべてを点検させていただきました。文化会館の 職員もそういうことを気にしながら、うまく運営をしてくれております。

ワイヤーにつきましては、非常に細いものを編み込んで1本のものになっておりまして、 私が見た限りでは、そのほつれが見えない状態ですね。例えば、何十本も組み込まれて1本 になっていて、それがちょっとほころびが出ているよというようなことであれば、今までの ように予備費等をいただいて改修しなければならないというふうに考えますが、確認をして いる中では、そういうほつれ部分が見えないものでありますので、若干、計画の中では耐用 年数が遅いと。ご指摘かと思いますが、このような計画をさせていただいております。

それから、2点目の工事でございますけれども、あれは、本年度の補正予算で雨漏り工事 の改修ということで、96万6,000円いただいた計画を今実施して、既に終了いたしましたが、 そういうことでございます。

以上でございます。

議長(増田 清君) 5番。

5番(鈴木 敬君) わかりましたが、これで見る限りは、24年度、4年後ですよね。4年間、大分先のことで、万が一事故が起きたときに、万が一の場合は生命の危険まで考えられるような、そのような装置でありますので、点検して大丈夫だと、毎年いつも確認するんでしょうけれども、こういうふうなのはできるだけ早く改修してほしいということを要望して、終わります。

議長(増田 清君) ほかに質疑ありませんか。

9番。

9番(増田榮策君) ちょっと確認事項であれなんですが、仮にこれが議会で通過しますとこの工事が始まるわけですけれども、その工期期間ですね、これ、どれぐらいかかって、その間に文化会館の休業がどれぐらいになるのか。また、その申し込み状況、この代替が小ホールでするようなことがあるのか。かなり年末は入っているんじゃないかなと思うんですが、実際のそのスケジュール的なものは、仮の話なんでしょうが、どういうふうになるのか、ちょっと教えていただきたいんですが。

議長(増田 清君) 生涯学習課長。

生涯学習課長(前田眞理君) ただいまのご質問でございますが、現在、管理委託をしている業者がございまして、そちらのほうにこの一報を上げました。というのは、使えないと、やはり先ほどご心配いただいたように休館しなければならないものですから、なるべく休館したくない中で、早急な修繕のお願いをいたしました。その中で、業者のほうから提案されたものが、最短で契約後4カ月必要だよというようなお話をいただきました。

その内訳といたしまして、操作卓、それから周辺機器の製作について3カ月、それから、機器の設置と調整に2週間、それから、照明のオペレーターの訓練に大体2週間、合わせて4カ月かかるよというような計画でございます。

今、議員さんがご心配してくださっています休館があり得るのかということでございますが、この時点で会館のほうから大ホールの予約状況について取り寄せてございます。ちょうど2週間ぐらいあくところがありまして、勝手な私の思いなんですけれども、そこに充てることができるのであれば、操作卓と周辺の製作、3カ月と申し上げましたが、これは文化会館でやるわけではなく、入札執行後落札をした業者の自社工場でやっていただくことなものですから、その機械がすべてでき上がって、今の文化会館の機械を撤去して新しいものを入れるよと、その期間が2週間ですので、今、私がその期間にちょうどそれが当たればいいなというふうに思っておりますが、なるたけ、やはりもうご予約、3月まで目いっぱいいただいておりますので、キャンセルのほうはできるだけしたくないなという思いもございまして、本日の臨時議会のほうを皆様に開催をしていただいたという経過でございます。

以上でございます。

議長(増田 清君) ほかにございませんか。

11番。

1 1番(土屋誠司君) 文化会館のほうは大体わかったんですけれども、消防団活動推進事業、これについては何も詳しい説明がなかったんですけれども、説明を求めたいんですけれども、大変残念なことに、火災により一般人が亡くなられたわけですね。こういうことは、下田市で初めてだと思うんです。今までは団員が警戒というか、それで亡くなられたんですけれども、一般人に対する基準というか、そういうのはどのようになっているのかというのを1点伺います。

議長(増田 清君) 市民課長。

市民課長(山崎智幸君) 今回の事故の内容ですけれども、3月8日午後1時35分に、大沢

のところで火災が発生いたしました。それで、これ、隣のうちの方のだったんですけれども、 その近所の方がここへと行って、枯れ枝ですか、これを消そうとして隣の方が巻き込まれた というものでございます。

それで、これについては下田市消防団員等公務災害補償条例というのがございます。その中で、損害補償を受ける権利ということの第2条にありまして、非常勤消防団員または公務により死亡しというのと、このところ、ちょっと後ろのほうにありますけれども、消防作業に従事した者といいます。これは消防作業の従事者ということで、消防団員でなくても一般市民ですね、そういう方がなったときにはなるということが補償条例のほうに規定されております。

それで、この方々につきましても下田市のほうから1人当たり2円です。それで、水防団員については、水防の関係については1円50銭、これを基金のほうに毎年支払っておりますので、今回、下田市におきましては初めてのケースでございますけれども、一般の方がこういう事故に遭われてもそういう補償があるということでございます。

以上でございます。

議長(増田 清君) ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(増田 清君) これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第68号議案は、総務文教委員会に付託をいたします。

議長(増田 清君) 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって散会をいたします。

これより委員会審査をお願いし、明日、本会議は午前10時より開催いたしますので、ご参 集のほどよろしくお願い申し上げます。

ご苦労さまでした。

午前11時 4分散会